

第1回

子

## 教育・保育認定について

子ども・子育て支援新制度の情報をお届けします

27年4月  
スタート  
(予定)

平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園・保育所などを利用する場合の入園（所）の申し込み方法が変わります。

新制度に移行する（※1）幼稚園や保育所、認定こども園などを利用するときは、町が発行する「認定証」が必要になります。認定証は保護者の就労などに応じて、3つの区分に分かれます。

※1 移行しない私立幼稚園を利用する場合、認定証は不要です。

## ●認定証の3つの認定区分

- **1号認定** 子どもが満3歳以上で、幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合
- **2号認定** 子どもが満3歳以上で、右の「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育が必要と認められる場合
- **3号認定** 子どもが満3歳未満で、右の「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園・地域型保育事業（※2）での保育が必要と認められる場合

※2 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。現時点で松前町では実施していません。

## ■認定区分の該当表

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園 認定こども園	/			1号認定		
保育所 認定こども園				3号認定		2号認定
地域型保育事業	3号認定			/		

## C HECK 就労時間で変わる保育時間

保護者の就労時間などにより、認定時間が次の2つに区分され、保育料も異なります。

- ①保育標準時間認定（1カ月120時間程度の就労）  
1日につき最大11時間
- ②保育短時間認定（1カ月64時間以上120時間未満の就労）  
1日につき最大8時間

## ●保育の必要な事由

次のいずれかに保護者が該当する必要があります。

- ① 1カ月64時間以上の労働が常態であること。
  - ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと。
  - ③ 疾病、負傷し、または精神もしくは身体に障がいがあること。
  - ④ 同居の親族（長時間入院などを行っている親族を含む）を常時介護または看護していること。
  - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
  - ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
  - ⑦ 就学していること。 など
- 同居している親族が子どもを保育することができる場合は、利用の優先度が調整されます。



## C HECK 今後の手続きについて

- **保育所** 詳しくは決まり次第、広報などでお知らせします。
- **幼稚園** 認定の申請をする必要があります。詳しくは、決まり次第お知らせします。

今回は「新制度での教育・保育の場」を紹介します。

- ☎ 福祉課児童福祉係（保育所のこと） ☎ 985-4114  
 学校教育課学校教育係（幼稚園のこと） ☎ 985-4134